

第十回 参議院厚生委員会會議録第三十六号

昭和二十六年五月三十一日(木曜日)午前十一時二十八分開会

本日の會議に付した事件

○理容師法の一部を改正する法律案(衆議院送付)

○児童福祉法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○小委員長の報告

○議員派遣要求の件

○委員長(山下義信君) これより厚生委員会を開会いたします。

理容師法の一部を改正する法律案を議題に供します。先ず提案理由の説明を求めます。

○衆議院議員(高橋等君) 只今議題となりました理容師法の一部を改正する法律案の提案理由を説明いたします。

今回改正しようとする趣旨は、本法の施行以来の実績に鑑みまして、理容師及び美容師の知識技能を向上し、且つ衛生上の措置に万全を期することによつて公衆衛生の増進を図らうとするものであります。そのため次の諸点について必要な改正を加えた次第であります。次に改正の要点を簡単に申し上げます。

先ずその第一点は、理容師及び美容師免許の資格要件に関する改正であります。従来理容師及び美容師の免許は養成施設で一年以上知識技能を修得し、更に一年以上実地習練を終えた者に対しこれを与えていたものであります。が、これまでの実績に鑑み、監督庁においてその知識技能を檢定することは

公衆衛生上欠くべからざるものと考えられますので、この際これらの者に對し都道府県知事の試験を課すように改めた次第であります。

その第二点は、理容師及び美容師の營業は原則として理容所又は美容所に於いて行われなければならないこととし、たしなすと共に、行政庁の指導の完璧を期するため、その開設に當つては事前届出を必要とするように改めたこととであります。従来から理容所又は美容所の中に公衆衛生上懸念に堪えないものが少なく、又これに對する監督も不徹底になりがちでありましたので、この際理容所又は美容所の設置しなければならぬことにいたしましたのであります。尤も病院の患者又は婚礼の衣裳等の場合のように、止むを得ない事情で理容所又は美容所に行くことのできない者のために、省令で定めるところによつて出張營業も例外として認められてゐるのであります。

その第三点は、これらの業者に對する指導監督を民主的に行はしめるために都道府県において必要と認めるときは理容審議会又は美容審議会を設置することができるように規定をいたしましたのであります。これは昨日の衆議院の委員会におきまして、この理容審議会及び美容審議会につきましては、これを設置しないという修正案が出されております。いずれ修正になるものと御了承、お願いをこの際いたしておきたいのであります。

なお理容師及び美容師の技術の向上、施設の改善その他相互の指導連絡を図りますために理容師会、美容師会又はそれらの連合会を組織することができるようにしたのであります。最後にこの法律の題名を理容師美容師法と改めたこととあります。従来法律上「理容師」は理髮師と美容師を含めた呼称でありましたが、世間一般に理容師と申しますと理髮師のみを指すことが普通でありましたので、社会通念に適合するよう改めた次第であります。

なおこの題名の変更が即ち「理髮」を「理容」と改めるため字句の修正を行なつた次第であります。以上が理容師法の一部を改正する法律案の提案理由及び改正点であります。何とぞ御審議の上御可決賜らんことをお願いいたします。

○委員長(山下義信君) 本案の審議は後刻に譲りたいと存じます。御異議ございませんか。

○委員長(山下義信君) 御異議ないものと認めます。

○委員長(山下義信君) 次は児童福祉法の一部を改正する法律案を議題に供します。御審議をお願いしたいと存じます。

○井上なつ男君 この案について伺いたいことがございますが、先ず第一に今度の改正案が出ましたのでございませうが、この法律が出まして、どのように児童の福祉の向上が違つて出て参るの

でございませうか。その点第一に伺いたいのでございます。全体的と申しましうか、總括的に……。

○政府委員(高田正巳君) 最初の提案理由の説明の中で事務次官からお話を申上げましたのでありますが、第一点といたしましては、福祉事務所がこれは別の法律で御承知のようにできまして、それに社会福祉主事が置かれることになりました。これらの社会福祉主事乃至福祉事務所が児童のことにつきましても取扱うことになりましたので、児童福祉に従事する人間がそれだけ増えるということに相成るわけでございませう。社会福祉主事は先般社会局長のほうからも御説明を申上げましたように、今日はまだ十分な段階に達しておりませんけれども、今後ケース・ワーカーとして訓練を重ねて参りますれば相当程度の域に達し得るだらうと思ひます。そういたしますればこれらの人たちが児童の問題についてもタッチしてくれらるゝということで、それだけ何と申しますか、従事者の人数が増えるということでも手が届くことになるかと存じます。

それから第二点といたしましては、これは直接どうこうということもございませぬけれども、一部の児童でありまするけれども、身体に傷害のある児童に對して従来は非常に児童福祉法は手が遅れておりました。ほんの僅かの肢体不自由施設があるだけでございませう。それを今回の改正で保険所におきまして療育の指導をいたすというふうなことになる、なお又手帳を持つて

おります子供に對しましては盲人安全杖とか補聴器とか、義肢義足とか、そういうふうなものを交付又は修理するといふふうなことに相成りますので、この点は一部の特殊の児童ではありますけれども、今までに比べまして非常な進歩が見られるのではないかと存じます。

それから第四の点は、これは非常に法律的な問題でございませうけれども、一連の親権に関する規定が改正の案の中に載つております。これは非常に法律的な規定ではありますけれども、従来やまゝいたしますと悪い親が親権を持つておるために何とも関係者ができなかつたといふふうな場合に措置をすることができるといふようなことにもなります。一つ、一つの福祉の大きな法律的な手懸りになるだらうと、かように考へておるのであります。それからその次の点といたしましては、アフターケアの問題が非常に論じられておるわけであります。保護受託者という制度を新たに設けまして、年長の、義務教育を終つた子供につきましては、自立の途を得させるといふことの一例にいたしたい、かように考へておるような次第であります。この点も児童福祉法に大いに関係があるものと思ひます。

それからそのほかにもございませうが、なお全般的を通じて御覽頂きますと御了解頂けますように、児童相談所というものを非常に強化をいたして参りたいと考へております。これは法律の改正だけではなく、予算の面に

おきましてこれについての予算の準備をいたしております。児童相談所を児童問題についての専門的な中心機関といたしましてこれを活用することによつて、仕事に何と申しますか、科学性を与えて行けるようにしたいという狙いを持っております。私もはこの点に非常に期待をいたしておるようなわけでございます。

それから次は、これは直接の児童の福祉ということに相成りますかどうか、プライベイトの施設に対して一定の限られた場合ではありますけれども、従来全然臨時費の補助金が出ないという規定になつておつたのです。それを御改正を願ひまして、一定の場合におきましては出せるということにいたしましたので、プライベイトの施設におけます子供といたしましては一つの福祉の増進になる、かように考えております。今非常に乱雑に申し上げましたが、このような点が児童の福祉に關連をいたす主なる点と考えております。

○井上なつゑ君 少し細かく承りたいのでありますが、先ず身体傷害者でございますが、今度、先日通りました身体傷害者福祉法にもありましたように、児童で身体傷害者の福祉といひましようか、その児童福祉法に適用される人数がございませぬ、大体どのくらいの子供がこれによりまして救われますか、人数がわかつていたら一つ。……それから保健所は今度この身体障害者の子供を扱わなければならないのですが、保健所に特別の施設と申しましようか、何かそういうようなものを設けられましかどうか。先ずそれだけ承りたいと思ひます。

○政府委員(高田正巳君) この肢体不自由児と申しますか、身体障害児と申しますか、広く身体障害児としまして、大体の数は八万くらいということに私どもの調査ではなつております。まあこれらの児童が、程度の差はございますけれども、その何と申しますか、恩典に浴し得る建前になつております。それから第二点は、保健所の中に何か特別な施設をするかというようなお話でございますが、保健所の活動といたしましては、そこにいろいろ治療の機械とか或いは職業補導の設備とかというふうなものを持つことは目的といたしております。さういふものは肢体不自由児施設のほうに設け、或いは整形外科病院の施設を使うということに相成つて参るかと思つております。ただ保健所といたしましては、専門のかたが相談に応じて、これはこういうふうにしたらよからう、どこそこに行つたらよからうというふうなまあ相談に應ずる。そして指導をやるということを保健所でやつて行つたらどうであらうか。さういふ意味で改正案を立案いたしましたのでございます。

○井上なつゑ君 よくわかりました。それではその次に承りたいのは、保護受託者を置くとおつしやいまして、が、今のところでは保護受託者はどのくらいの数になるのございませうか。お見込数、これを一つ。

○政府委員(高田正巳君) 只今ちよつと性格は違ひますが、四親等を含めまして、それより遠い、全然他人といふ、子供を預つております者につきましては、只今の規定で届出の義務を課しております。それによる届出は約六万私どもの手許に集まつております。

す。併しながらこれが全部保護受託者になるかどうかというところは甚だしく疑問でございます。私も、保護受託者は慎重に審議をいたしまして、適当な者だけを保護受託者ということにして行きたい。かように考えております。御参考になる他の例といたしましては、御承知の里親でございますが、これが約今日六千でございます。里親よりは数が多くなるかも知れませんが、これも、十分慎重に検討いたしまして保護受託者にいたして行きたい、かように考えておりますので、その数字は幾らぐらになりますか、ちよつと私もといたしましては只今推測をすることはむづかしいと思ひるのでございます。

○井上なつゑ君 それから只今の御説明の中になつたのでございますが、四十八条でございますか、あの教育でございませぬ、このうちに子供の教育、収容所に入つておつても教育をするということでございますが、一体これはどの程度に教育をなさるのでございませうか。入院をしております子供たち、アメリカなんかに参りますと、病院なんかでもみんな文部省と連絡をとつて、入院しておる子供には全部教育してやつとも遅れないようになつておりますが、一体これはどの程度までなさるおつもりでございませうか。その程度を承りたいのであります。

○政府委員(高田正巳君) 御質問の趣旨を或いは取違へておるかも知れませうが、現在の児童福祉施設に入つております子供たちは、大体は義務教育を受けさせております。これは四十八条の第一項に關連する御質問かと思

います。義務教育を受けさせておる。併しながら施設によりましてはそれ以上の教育を受けさせておるところもたくさんございませう。なおこの育英のいろいろの制度が公私を通じてございまして、さういふ制度を利用いたすことに、施設者といひましてはいろいろ努力をいたし、現実といたしまして努力をいたして、上の学校に行つておる者もだん／＼殖えつつあるような状況でございます。

○委員(山下義信君) 井上委員にちよつと御相談申上げますが、井上委員の御質疑はまだおありと思いますが、ちよつとここで差挟むことがございまして、あとで御継続願ひたいと思ひますが、如何でございませうか。児童福祉法の審議はこの程度にやめて後刻に譲りたいと思ひますが、御異議ございませうか。

○委員(山下義信君) 御異議ないと思ひます。この際谷口委員に発言を許します。

○谷口弥三郎君 昨日頼に關する小委員会を開きましたところが、この休会中におきまして、地方に出張いたしました頼に關する調査研究をしたという問題が起りましたところが、全員これに賛成したのでございませう。従つて来る六月八日から一週間くらいの子定で、議員五名以内の者が熊本、鹿児島、の両療養所を視察したいということを決議した次第でございませう。委員長におかれましては右小委員会の決議事項を御採用頂きます、この目的が達成されるようにお取計らいをお願いしたいと思ひます。

○委員(山下義信君) 只今の頼に關

する小委員長の御報告並びに御提案に御異議ございませうか。

【異議なしと呼ぶ者あり】

○委員(山下義信君) 御異議ないものと認めます。

暫時休憩いたします。

午前十一時四十七分休憩

午後一時四十五分開会

○委員(山下義信君) 午前に引續いてこれより委員会を再開いたします。医師法、歯科医師法及び藥事法の一部を改正する法律案を議題に供します。速記をとめて……

午後一時四十五分速記中止

午後一時五十九分速記開始

○委員(山下義信君) 速記を始め……本日、この程度で散会いたします。

午後二時散会

出席者は左の通り。

委員長 山下 義信君

理事 小杉 繁安君

委員 井上なつゑ君

有馬 英二君

石原幹市郎君

草葉 隆圓君

中山 壽彦君

長島 銀藏君

河崎 ナツ君

永井純一郎君

藤原 道子君

常岡 一郎君

藤森 眞治君

谷口弥三郎君

松原 一彦君

衆議院議員

高橋 等君

政府委員

高田 正巳君

厚生省児童局長

草間 弘司君

常任委員

常任委員 多田 仁己君

常任委員

常任委員 多田 仁己君

常任委員

常任委員 多田 仁己君

常任委員

常任委員 多田 仁己君

常任委員

常任委員 多田 仁己君

常任委員

常任委員 多田 仁己君

常任委員

常任委員 多田 仁己君

常任委員

常任委員 多田 仁己君

常任委員

常任委員 多田 仁己君

常任委員

常任委員 多田 仁己君

常任委員

常任委員 多田 仁己君

常任委員

常任委員 多田 仁己君

常任委員

常任委員 多田 仁己君

常任委員

常任委員 多田 仁己君

常任委員

常任委員 多田 仁己君

常任委員

常任委員 多田 仁己君

常任委員

常任委員 多田 仁己君

常任委員

常任委員 多田 仁己君

五月三十日予備審査のため本委員会に
左の事件を付託された。

一、理容師法の一部を改正する法律
案(衆)

理容師法の一部を改正する法律案
理容師法の一部を改正する法律
理容師法(昭和二十二年法律第二
百三十四号)の一部を次のように改
正する。

題名を「理容師美容師法」に改め
る。

第一条第一項、第四項及び第六項
を削り、同条中「理髪」を「理容」に、
「理髪師」を「理容師」に、「理髪所」を
「理容所」に改める。

第二条中「理髪師養成施設」を「理
容師養成施設」に、「理髪師」を「理容
師」に、「更に一年以上の実地習練を
経た者は、」を「一年以上の実地習練
を経た者であつて更に都道府県知事
が行う理容師試験に合格したもの
は、」に改める。

第三条中「更に一年以上の実地習
練を経た者は、」を「一年以上の実地
習練を経た者であつて更に都道府県
知事が行う美容師試験に合格したも
のは、」に改める。

第五条第一項中「理容師名簿」を
「理容師名簿及び美容師名簿」に改
める。

め、同条第二項を削り、同条第三項
中「前二項」を「前項」に、「理容師」を
「理容師又は美容師」に改める。

第六条中「理髪師」を「理容師」に、
「理髪」を「理容」に改める。

第六条の次に次の一条を加える。
第六條之二 理容師又は美容師は、
理容所又は美容所以外において、
その業を営むしてはならない。但し、
省令で定めるところにより、特別
の事情がある場合には、理容所又は
美容所以外の場所においてその
業を行うことができる。

第七条中「理容師」を「理容師又は
美容師」に改める。

第八条中「理容師」を「理容師又は
美容師」に、「理容」を「理容又は美
容」に改める。

第九条及び第十条中「理容師」を
「理容師又は美容師」に改める。

第十一条を次のように改める。
第十一條 理容所又は美容所を開設
しようとする者は、省令の定める
ところにより、理容所又は美容所
の位置、設備等を開設の日の十五
日前までに都道府県知事に届け出
なければならぬ。届け出た事項
を変更しようとするときも、同様
とする。

理容所又は美容所の開設者は、
その理容所又は美容所を廃止した
ときは、すみやかに都道府県知事
に届け出なければならない。
第十二条から第十四条まで中
「理容所」を「理容所又は美容所」に
改める。
第十四条の次に次の二条を加え
る。
第十四条之二 理容師又は美容師

は、理容師会又は美容師会を組織
して、技術の向上及び施設の改善
を図り、会員の指導及び連絡に資
することができる。

2 理容師会又は美容師会は、その
主たる事務所の所在地を管轄する
保健所の長に、省令の定めるところ
により、設立の届出をするもの
とする。

3 二以上の理容師会若しくは美容
師会又は理容師会及び美容師会
は、連合会を組織することができる。
4 一以上の都道府県の理容師会又
は美容師会を会員とする連合会は
厚生大臣に、その他の連合会はその
地の都道府県知事に、省令の定め
るところにより、設立の届出を
するものとする。

第十四条之三 都道府県は、都道府
県知事の諮問に応じて理容及び美
容に関する重要事項を調査審議さ
せるため、審議会を置くことができ
る。

第十五条第一号中「第六條」の下に
「又は第六條之二」を加え、同条第四
号中「前条」を「第十四条」に、「理容
所」を「理容所又は美容所」に改める。
第十七条の二中「理容師」を「理容
師又は美容師」に改める。

第二十一条第一項中「理髪師」を
「理容師」に、「理容師」を「理容師又
は美容師」に改める。

附 則
1 この法律は、公布の日から施行
する。

2 この法律施行の際、現にこの法
律による改正前の理容師法第二条
又は第三条の規定により、理髪師

養成施設若しくは美容師養成施設
において修習中の者又は修習を終
えている者は、昭和二十八年六月
三十日までは、なお従前の規定に
より理髪師又は美容師の免許を受
けることができる。

3 従前の規定による理髪師若しく
は美容師の免許を受けた者又はこ
れを受けた者とみなされた者は、
この法律による改正後の理容師美
容師法の規定による理容師又は美
容師の免許を受けた者とみなす。

4 理容師法特例(昭和二十三年法
律第六十七号)の一部を次のよう
に改正する。

第一条及び第二条中「理容師法」
を「理容師美容師法」に、「都道府
県知事の免許を受けて理容師にな
ることができる。」を「都道府県知
事の免許を受けて理容師又は美容
師になることができる。」に改め
る。

昭和二十六年六月十三日印刷

昭和二十六年六月十四日發行

參議院事務局

印刷者 印刷序